

平成30年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年11月8日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただ今より、平成30年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

事前にお送りした資料でございますけれども、資料36から資料42の7件の資料を事前に送らせていただいております。それと併せまして情報セキュリティアドバイザーの意見一覧というものを事前に送らせていただいております。それぞれの資料の確認は、案件の説明の際にさせていただければと思います。事前にお送りした資料は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】今日は、机上配付はないということですね。分かりました。

それでは、次第に従って審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明していただいた上、必要に応じて補充をお願いしたいと思います。

それでは、まず資料36、「新宿区健康ポイント事業利用規約」及び健康ポイント事業で使用する「WM（わたしムーヴ）利用規約」の一部改正についてであります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【健康長寿担当副参事】では、その説明の前に資料の確認をさせていただきます。

資料36-1-1、36-1-2、36-2-1、36-2-2がございますでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

新宿区健康ポイントは平成30年2月及び7月に開催された本審議会において、業務内容・再委託の実施等について承認を受け、10月15日からポイントの付与を開始しております。

利用者は、本事業の参加に際し、新宿区健康ポイント事業利用規約及びWM（わたしムーヴ）利用規約の同意の上、申し込んでいます。

健康ポイント事業で使用する個人情報については、区と事業者との間で締結する契約及び事業者とその再委託先で締結する契約において、区の取扱いに準じ特記事項を付し、目的外利用及び第三者提供等の禁止、事業終了後の返還・引渡し、消去等について定めているところです。

しかし、参加者が申し込みの際に同意する現行の利用規約では、誤解を与える恐れのある条項があるため、利用規約の一部を改正することについて今回ご報告させていただきます。

まず、誤解を与える恐れのある条項について3点ご説明させていただきます。

まず1点目は、個人情報の利用目的についてです。資料36-1-1、区の利用規約第11

条をご覧ください。本事業による個人情報の利用目的は、区の利用規約第11条第3項により、本サービスに関する参加資格確認、通知、連絡、アンケート調査、景品の発送に限定されており、目的外利用については同条第4項及び特記事項7項により禁止しています。

続いて資料36-2-1のWM（わたしムーヴ）利用規約の裏面第28条をご覧ください。WM（わたしムーヴ）利用規約第28条第2項第3号から第7号までには、キャンペーン案内等のこれ以外の利用目的が明記されています。

続いて第2点目でございますが、個人情報の第三者提供についてです。資料36-2-1、WM（わたしムーヴ）利用規約第28条及び第29条をご覧ください。本事業による個人情報の第三者への提供については、特記事項第7項において禁止しているのに対し、WM（わたしムーヴ）利用規約第28条第2項第8号第3項、第4項及び第29条で、例えばオムロン株式会社等への第三者への提供に関する取扱いが明記されています。

最後に3点目は、事業終了等に伴う個人情報の消去等についてです。資料36-2-1、WM（わたしムーヴ）利用規約第38条をご覧ください。本事業が終了した場合における個人情報の取扱いについては、特記事項において当該業務に係る個人情報を消去する旨が定められているのに対し、WM（わたしムーヴ）利用規約第38条では、終了後も有効に存続するものとして明記されています。これら誤解を与える恐れのある条項については、次の点を改正いたします。

まず、区利用規約及びWM（わたしムーヴ）利用規約について、内容の異なる条項については、区利用規約が適用されWM（わたしムーヴ）利用規約の当該条項は無効になる旨を、両規約に明記するように改正します。

資料36-1-2、区の利用規約改正案の1ページ目をご覧ください。区の利用規約第2条第1項を朱書きのように改正いたします。

続いて資料36-2-2、WM（わたしムーヴ）利用規約の改正案をご覧ください。WM（わたしムーヴ）利用規約の冒頭部分に朱書きの文言を追加いたします。次に、区利用規約に事業終了後、または参加者の退会手続後には速やかに個人情報を消去する旨を明記いたします。

資料36-1-2、区の利用規約改正案、4ページ目をご覧ください。区の利用規約第11条の第6項朱書きの部分を追加いたします。

なお、第11条4項の朱書きの部分は、文言整理によるものでございます。

利用規約は本審議会において、了承を得た後、平成30年11月30日に施行予定です。改正の内容は区のホームページに掲載するとともに、アプリユーザーにはアプリ内のお知らせ機

能により、重要なお知らせとして周知いたします。また、通信機能つき歩数計ユーザーには、保健センターに設置するタブレット端末へのアクセス時に通知をいたします。

報告は以上でございます。

【会 長】 それでは、情報セキュリティアドバイザーの意見を事務局からご説明ください。

【区政情報課長】 アドバイザーの意見の一覧をご覧ください。1行目、資料36にかかわるご意見ということで、アドバイザーのほうからは助言がついてございまして、今回、区の利用規約と民間サービスのWM（わたしムーヴ）の利用規約、その整合をとるための措置として適切であるというふうにいただいておりますが、ただ、一読して分からない区民の方もいることが想定されるため、本件についての問い合わせ窓口を設置し、丁寧に対応することというのが意見でございました。

問い合わせ窓口について詳しくアドバイザーに連絡をして確認したところ、コールセンターのような形態ではなく区と一体的な関係である委託先でも、問い合わせがあった際に丁寧な説明をできるような窓口を設ける。窓口といいますか体制をとるといようなことで構わないといようなことが補足としてございました。それに対して、意見を受けての担当課の対応でありますが、規約改正について問い合わせがあった場合には、健康づくり課のほか受託事業者の担当部署でも対応するものとし、丁寧な説明に努めていくということで対応させていただきたいと思います。

【会 長】 それでは、委員の皆様からご質問、ご意見をお受けします。三雲委員。

【三雲委員】 この問題は、個人情報保護審議会でこれが審議された際には出てこなかったわけですが、その後、福祉健康委員会のほうで実際の利用規約というものができて、そこで、その場でご指摘をさせていただきました。見た瞬間に、おかしいなというふうにすぐ気づいて指摘ができる程度の問題なのですね。これ、もともと検討をされていて、ドコモさんとお話をされている際にも、利用規約がどういうふうになっているのかとか、そういった点についても本来は議論をするということ、確認をするということ、また、審議会でこれ承認をするということは、どういう条件で区が情報の扱いをするのかということについて当然、審議会は議論をする場ですので、そこでこういった規約まで本来はなければならないはずなのですが、どういう時系列でこういうことになったのか、まず教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】 利用規約につきましては、まずWM（わたしムーヴ）利用規約というのは、この健康ポイント事業に参加されていない方、もともとNTTドコモ社がやっているW

M（わたしムーヴ）というサービスがあるのですけれども、そういうのをもともと利用されている方は、健康ポイント事業を利用する前から、そのWM（わたしムーヴ）の利用規約に同意して、そのサービスを受けていらっしゃるという前提が分かっておりまして、そのことを踏まえて、それではそこと整合性が合うようにという形で、今回、健康ポイント事業の利用規約を作っていたところです。また、同じように他の自治体、先行自治体でもWM（わたしムーヴ）利用規約を利用されている方との整合性というところでは、それぞれの自治体でその健康ポイントに類したような利用規約が作られていて、そちらを参考に作らせていただいたというところで、今回、福祉健康委員会でご指摘いただいたような内容について、改めて私たちも見落としていたところを事業社であるNTTドコモ社に問い合わせたところ、それぞれの区の自治体の、区で言うと特記事項に合わせてそれに準じて行うつもりだったので、WM（わたしムーヴ）利用規約に書かれていても、それを健康ポイント事業の対象者にも適用する予定はなかったのだけれども、改めてご指摘をいただくと、そこは確かにその考慮が足りなかったというふうに事業社から言われたので、それではそこに矛盾がないようにいたしましょうということで、今回このようなご報告をさせていただくことになった次第でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】この事業を通じて、NTTドコモさんに個人情報が集まるわけですね。集まった情報が例えば流出してしまったような場合には、なぜこういうことが起こったのだろうということになって、そこで恐らく第三者提供であるとか、あるいは事業終了後も情報を持っていたこととか、あるいはその目的外の利用があったとか、そういうことが分かってきてしまうことがある。そのときに一般の区民の方はNTTドコモとの直接の関係は規約しかないわけなので、規約違反ではないかということ議論しなければいけないはずなのですが、その規約ではそういったことができるようになっていくということになってしまうと、区民の方々はというふうに自分の個人情報に関する流出といった被害を防止したりとか、あるいは原状回復を求めたりとか、そういうすべがなくなってしまうわけですね。区のほうとしては、自分たちは事業者であるドコモと特記事項を結んでいるから自分たちは問題ないと思っているかもしれないけれども、具体的に被害を生じる区民の方の立場になったときに、これでは全くその機能を失ってしまうことなので、やはりそこはしっかりと毎回チェックをしていただくことが当然必要になると思いますし、同時に、審議会でこういうことを議論する際に、やはりこの利用規約というものは当然、区民の情報がどう使われて、最終的にどうなるのかということまで見通せないと、承認していいかどうかすら、分からなくなってしまうお話なので、今後はそう

いったものも出していただきたいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

【会 長】事務局のほう、どうぞ。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のように、審議会のご議論の中では、利用規約そのものの資料の提供というのがなくご審議をいただいて、条件については例えば消去をすとか、第三者提供を一切しないというようなことで、前提で進んでいたわけなのですけれども、こういったケースもございますので、資料として利用規約等も含めて今後については出させていただけたいと思っております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】その点はぜひお願いします。やはりこういった様々な民間の企業とか団体さんと一緒に区の事業を進めていくというのは当然必要なことだと思いますし、有益なことだと思うのですけれども、同時にそのときに、個人情報の取扱いが非常に複雑になってくるといことと、あと当然、企業さんによってはそこで得られる個人情報というものが、ある種インセンティブとなって、そういった事業に参画したいという方も出てくるはずなので、そのあたりの見きわめというのでしょうか、そのあたりも含めて、やはりしっかり審査しなければならないと思うので、規約の制定も含めてよろしく願いいたします。

以上です。

【会 長】川村委員。

【川村委員】私も、ほぼ三雲委員がおっしゃったところなのですけれども、WM（わたしムーヴ）のほうの利用規約について出ていなくてというふうなお話で言うと、審議会で一体何を審議したのかと、後に事故なり何なりが起こった際に、私たちがどうして承認したのですかという話に当然なるわけですよ。対区民のところではそういう問題が生じたということになるのは、本当に、もうそういうことが万が一でもあってはいけないことなのですけれども、当然、審議してきた私たちの責任ということにも、何でそういうことも気がつかなかったのですかということになるわけであって、ぜひ、先程課長からは今後そういった資料提供についても、しっかりしていきたいということですので、そのようにお願いしたいと要望したいと思います。

あと、細かいところですが、改正案のところですね。2行目の「以下「本サービス」おいいます」が、「お」が「を」になっていないので、その他細かく見ていませんけれども、よろしく願いします。

【会 長】これは委託するときに、この目的外利用の禁止だとか、第三者提供の禁止だとか、それから終了後の消去とか、これはもともと委託する場合には原則全部ついているのではない

のですか。事務局、どうぞ。

【区政情報課長】基本的に区とのその契約書の中では、その辺はきちっと約束が済んでいて、審議会にもご説明をそのようにさせていただいたのですが、WM（わたしムーヴ）の規約上の記載が、ちょっと誤解を与えるような、オムロン社への提供ですとか、消去も永久にというような記載がございまして、契約上はそういうことを前提に結んでいるということはございます。記載がちょっと誤解を与えるような記載のままになっていた、というようなところでございます。

【会 長】我々は今申し上げたように委託事業は、委託しているのだからその先に何かがあるとすれば、再委託ということになっていて、再委託も管理しているつもりですよ。それとは関係ないところで目的外利用がされたり、第三者に提供されたり、データが消去されたか、されないか分からないという。そんなの、全然今まで何を審議してきたのという感じですね。ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】このWM（わたしムーヴ）というのが、新宿区の健康ポイント事業の利用者だけではなくて、もともとドコモ社が提供しているWM（わたしムーヴ）というサービスの利用規約なのです。その一部を健康ポイント事業として使わせていただいているので、ドコモ社としてはWM（わたしムーヴ）というものの利用者全般に対しての利用規約、健康ポイント事業の方はもちろん当然、区との委託契約の中での特記事項として第三者提供はしない、それ以外に使わないとか、個人情報消去するという前提でやっていたのだけれども、実際の区民の方が目にするのはこの利用規約なので、そこに誤解が生じるというところで、その委託の内容では、当然今、会長のほうからご指摘いただいたような内容になっておりますので、事実としてはそういうことはないのですけれども、一見、このWM（わたしムーヴ）の利用規約だけを見ると、あたかもご本人たちの情報がほかのものに使われるというような形になってしまうので、そこはドコモ社も、自分たちのやり方が甘かったというような、WM（わたしムーヴ）のほうを普通につけて、あとは区との委託契約の中でやっていれば大丈夫だというふうに思っておりましたということで、そこは反省しておりますというお話をいただいているところでございます。

【会 長】今後のことを考えると、どこでチェックすべきだったかということ、どこにチェック漏れがあったかということは今ここで議論をしないと意味がないわけですよ。我々は今申し上げたように、委託事業というのはそういうものだと思っていましたから。だけれども、どこかで我々が思っているのと違うような形で業務が委託されているとしたら、今から審議を変

えないといけなくなる問題なので、今までどおりでいいとすれば、利用規約を作った段階、これは区で作ったのだからそこはいいけれども、WM（わたしムーヴ）を利用して、規約をチェックするのは誰だったかということなのです。要するに、これは委託段階なのか再委託段階なのかもちょっとよく分からないのだけれども、それをチェックするのは区の職員だったのではないのですか。

【区政情報課長】会長がおっしゃるように、この利用規約をチェックすべきは区の職員でした。審議会では第三者提供の禁止、それから利用終了時に削除というような前提でご承認をいただいていますので、それが内部の区の契約書上はもちろんそれはそうなっているのですが、区民の人が目にするこの利用規約にも、きちんとそういうふうな形になっているかどうかというのは、区の職員がチェックをすべきだったと考えておりますので、審議会でご承認をいただいたその条件が、きちんと利用規約にも反映をされているかというのは、もちろん審議会に利用規約も今後は出ささせていただきたいと思っておりますけれども、最終的に印刷をする段階にしてもチェックをしていきたいと思っております。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】再委託の問題ではなくて、三者間契約になるのですね。要するに区とNTTドコモの間に委託関係があって、それで今度NTTドコモと利用される区民との間の契約関係があって、同時に区民と区との間の、この今回の事業に参加するという関係があるわけなのです。問題になっているのは、区からNTTドコモとの間の委託関係についてはご説明があったように、いろいろな禁止があって制限がかかっている、これは我々が確認しました。ところが、NTTドコモと利用する区民との間の契約関係については、規約を見せてもらわないと分からないのです。そうするとこの部分もこっちと整合性を合わせて、きちんと規制をかけていたかないと、例えば区民の方の情報が流出した場合に、区民の方は当然、区とNTTドコモに苦情を言うわけですね。場合によってはNTTドコモに対しては損害賠償請求をする。そのときには規約どおり取り扱っているから、自分たちが第三者提供することはあなたとの関係で許されているから損害はないですよという話になるわけです。同時に、区のほうから今度、苦情を受けたからNTTドコモに対して、これはもともと委託契約違反だということで損害賠償請求をかけたときには、しかしこれは区にはどんな損害がありますかと。あなたの個人情報はありませんよと、損害なしということになる。そうすると今回のこの関係がそのまま継続されると、NTTドコモが第三者に流用させることも、あるいは目的外利用することも場合によっては永久に保持することも全く問題がない。問題なのだけれども、その責任は問われないと、

そういう構造が残ってしまうから、これは誤解ではなくて法的適用関係の問題なのです。だから、誤解ではなくて現実に問題があるのです。だから、これを変えなくてはいけないという話をしていたのです。

今後も同様のことがあると思うので、三者間になるような場合には、きちんと区民と委託先の業者との間の契約関係もチェックをしなければ、我々としては了承するかどうか、承認するかどうか、というのは決められないのではないかと思います。

【会長】難しい法律論はともかくとして、やはり区の職員にチェック義務があったと思いますよね。利用規約、ドコモの利用規約。だから、今回直したようなことをやはり事前にやるべきだったと思うのですよ。だから、それはやはり区の職員の責任の問題なので、この規約を取り繕えばいいのではなくて、ドコモに説明が足りなかったのだと思うのです。区としては、これはだめなのですよと。そうするとWM（わたしムーヴ）規約を使ってはだめだなということを、向こうが気づくようにさせるか、向こうの利用規約を、ムーヴ規約をこちらが徹底的にチェックするか、どっちかだったと思うのです。

だから、いずれにしろ区の職員が委託するときにもう少し徹底的にチェックすべきだったというのが私の意見ですね。それはやはり怠っていたと思います。審議会ではさっき申し上げましたが、別に責任逃れするわけではないけれども、うちのほうとしてはこういうことが起こるような承認をしたつもりはないわけで、そこをちゃんとしていただきたいということだと。

須貝委員、意見をどうぞ。

【須貝委員】私もおっしゃっていることには、本当に全面的に賛成です。一番の問題は区民に同意をさせる利用規約が2つあるということだと思いのですね。その2つの利用規約の間に整合性がとれていないということだったのではないかと思います。そういう意味で、今、会長もおっしゃったわけですが、その整合性を十分とっていただきたいなとも思います。そのときに、今回の改正案、利用条件の第2条で、尚書きでこのような記述を加えることでよしとされたいということのようですが、区民にしてみたら、本規約とWM（わたしムーヴ）規約ですか、内容の異なる条項がどれなのかというのは分からないと思いのですね。一々問い合わせをさせるというのは非常に酷だと思いますね。だから、もしこういう形で改正案を作るというのであれば、どの条項を適用させないのか明記すべきだと。OECDの破棄原則以来、明確化の原則というのは個人情報保護の世界では、もう常識ですね。これは基本ですね。そういう意味では、こういう曖昧な条文の書き方ではいけないと思いますね。

以上です。

【会 長】むしろ、これは契約すべきではなかったと思います。向こうが規約を変えてこない限りは契約すべきではなかったと思うのです、ドコモとね。そういう案件だと思うのですよ。そういう意識を持ってほしいと思うのですよ、もっと。企業を利用するときですね。業務を委託するときに、個人情報完全に漏れないのか、区の考えている範囲を超えて利用されるのか、そういうことは、全部提供をさせる。区の方が委託をするときに徹底的にそれを言うべきだったというのが私の意見なのです。その上で向こうが無視して、勝手に自分のほうの利用規約でデータを自由に使ったとしたら大問題ですね。それはもう解約できるレベルのものだから。だから、それを徹底していなかったのではないかというのが、私のさっきから言っていることなのです。ドコモにきちっとそういうことを言わなかったから、こういうミスが起こったのではないですかということをお願いしたいのです。そこを、気をつけていただきたいという要望ですね。

ほかにご質問、ご意見。はい、鍋島委員。

【鍋島委員】本当に区民も分からないと思いますよ。それで、WM（わたしムーヴ）という利用規約がありますね。今度、新たに改正案があって、それからもう1つは、ムーヴの利用規約の改正案についてというので、36-2-2がありますよね。そうすると、参加者には今後どれとどれがいくのですか。区からはこの個人情報を守るためのこういう改正しましたよというのは、どれとどれが行くのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】区民の方にお示しするのは、資料36-1-2の新宿区健康ポイント事業利用規約の改正案と、資料36-2-1がWM（わたしムーヴ）利用規約になりまして、その冒頭のところに「新宿健康ポイント事業はドコモヘルスケア株式会社が提供するサービス、WM（わたしムーヴ）の一部機能を利用し実施しますので、本利用規約に同意をお願いします」と書かれているこの部分を、資料36-2-2に差し替えたものですね。この2種類、36-2-1の冒頭部分を36-2-2に朱書き等で書かせていただいているこの部分を差し替えたもの、この2種類が、区民の方にお示しさせていただく利用規約になります。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】その改正案の最後のところの17条に、「本規約に定めのない事項について、別途運営者の定めるところに従う」と書いてあるのですけれども、これは運営者ってどういうことで、どういう条項なのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】この新宿健康ポイント事業の利用規約に書かれていないような内容が、

何らかがあれば運営者としては新宿区になりますので、そちらのことに従うということで、具体的に何かというのは今すぐにはご説明できませんけれども、何らかのことがあればということでございます。

【鍋島委員】運営者というのは。

【健康づくり課】区でございます。

【会 長】それは1ページ目の下の2行の2項に運営者というのが出て。

【健康長寿担当副参事】そうです。運営者としては新宿区並びに新宿区が本サービスの提供に当たり業務委託をする事業者及び当事業者から、一部の業務の再委託を受ける事業者ということです。失礼いたしました。新宿区と今回具体的に言えばNTTドコモ社、そして再委託先としてのコプロ社という形と、あとドコモヘルスケア社という形になると思います。

【鍋島委員】そうですね。そうすると区民はこのWM（わたしムーヴ）もドコモというのが入っていますよね。区民は分からなくなってしまうのです、これにもドコモとあるので、やはりドコモも、この17条にあるのかなと私なんかだと思ってしまうのですよね。ここに沢山運営者が書いてあるものですから、これはどういうふうになっているわけですか。

【会 長】説明してください。

【健康長寿担当副参事】どういうふうになっているかという、運営者の中には今ご説明させていただいた第2条の中に書かせていただいているところです。

【鍋島委員】WM（わたしムーヴ）との関係ですか。

【健康長寿担当副参事】はい。区民の方はこの健康ポイント事業にご参加されるに当たり、WM（わたしムーヴ）という事業にも、サービスも利用を同意されているという形になるということでございます。

【鍋島委員】運営者の中には入らない。

【健康長寿担当副参事】入っております。

【鍋島委員】運営者に入っているのですか。そうするとこの17条は運営者の定めるところという、どういうふうになるのですか。区民はもう頭が混乱してしまうと思います。

【会 長】結局、区のチェックがないで今回みたいに向こうが勝手に決める、そういうことですよね、運営者というのは全部が入るのだから。だから、これだと向こうが勝手に決める規約に従うということに、参加者が従うということになっているから、そういう不安をおっしゃっているのではないかと思うのですけれど。

【鍋島委員】区民は混乱してしまうと思います。

【会 長】だから、今回の問題と同じ問題がまだ残っているのではないですか、という質問だと思ったらどうですか。

【鍋島委員】区民が分かるように。私みたいなものでも分からないから、ほかの人は分からないと思う。

【健康長寿担当副参事】こちらが想定しているのは、例えばドコモ社が勝手にどうこうするというのではなくて、あくまでも何らかここに記載し切れないものがあつたときは、区と、そしてドコモ社とそれ以外の運営者、ドコモヘルスケア社とかが話し合った上で決める形になりますので、区民の方が知らない間に、例えばドコモ社が勝手に決めたことに従うということは、もちろんないのですけれども、ここが定めのないものについても一応書いておかないと、どういう事態が起こるかが分かりませんので、こういうことを定型的な形で示させていただいておりますけれども、そこはどのような形でお示するのが。

【会 長】もうちょっと区の監督がきちっと届くようにしてほしいですね。ここはもう直すなら、そういうところの趣旨を入れてもらわないと、今回のミスと同じことが起こるといふ不安があるということなのですよ。向こうが結局、勝手に定めたものをこちらはチェックしない、あるいは委託の条件をきちっと言わないと、今回みたいなミスが起こる。またそういうことが起こる。こちらの委託している範囲、禁止事項、そういうものが徹底していないから、こういうことが起こるわけで。だから、そういうことが今後もまだこの条項だと起こるのではないですか、という質問だと思うのですけれども。

【鍋島委員】追加で。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】私も消費者センターにいて、いろいろな条項で悪い業者とやりとりしていましたが、けれども、こういう条項、17条みたいな条項がついていると、みんなそれを利用してしまうのですよね。追い詰められるのですよ、専門相談員も。ですから大変怖いのですよね。こちらでは解釈どうとかと言いますが、けれども、どういうふうにも解釈できるような条項が一番怖いのですよ。

【会 長】採決とりますけれども、今日問題になったことを意識してほしいのです。区のほうで個人情報勝手に乱用されないように管理する体制を、もうちょっとよく考えていただきたいということですね。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、本件は、これは報告事項でしたかね。業務委託ですから報告事項なので、

了承ということでもよろしければ了承しますが、了承でもよろしゅうございますか。

では、先程出ました意見をよく検討していただいて、できるだけ区民も被害を受けないようにお願いしたいと思います。では、本件はこれをもって終了いたします。

次は、資料37、特定健康診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用（変更）等についてであります。それでは、資料の説明をお願いします。

【健康づくり課長】 よろしくお願いいたします。

まず、本件の資料につきまして確認をさせていただきます。資料37、そしてA4横の資料37-1、資料37-2、そしてA4縦の参考37-1、参考37-2、以上が本件で使用します資料でございます。

それでは、ご説明させていただきます。資料37の2ページ、事業内容欄をご覧ください。区の国民健康保険加入者を対象に実施しております特定健康診査、この結果で保健指導の対象になった方につきましては、保健指導を利用していただく勧奨と、あとは保健指導の提供を本審議会のご審議を経まして、平成25年度から業務委託の形で実施をしております。また、この健診の結果のうち、血糖値が医療機関を受診すべき基準値を超えていて、かつ医療機関を受診されていない方に対する受診勧奨事業もご審議を経まして、27年度から委託により行ってまいりました。本年度からこの血糖に加えまして、同じく生活習慣病に関連します血圧と脂質につきましても、受診基準値を超える方に対象を確認して、血糖と同時に受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。

事業の流れのご説明に先だちまして、お詫びしなければならないことがございます。この血圧と脂質の受診に関する目的外利用につきまして、準備作業の調整がつかず、区職員による作業を10月26日から行わせていただいているところでございます。本来、本審議会の事前承認をいただいて開始すべきところ、深くおわび申し上げます。

なお、委託事業者による受診勧奨業務につきましては、ご承認を得られました後、11月中旬に開始をしたいと考えております。

それでは、恐れ入りますが資料37-1、A4横のものを併せてご覧いただけますでしょうか。区の特定健診の結果は健康づくり課の特定健診等データ管理システム、これ新宿区の枠の中にございますが、ここで管理しております。ここから医療機関を受診するほうがよい、勧奨値を超えている方を抽出いたします。これがグレーのところでございますけれども、この対象者の方を医療保険年金課が保有しておりますレセプト情報と、健康づくり課の職員が突合をすることとでございます。この突合した結果がこの青色の対象者でございます。これが真に

受診していない方ということでございますけれども、この突合につきまして昨年度まで実施してまいりました血糖値が異常の方に加えまして、血圧が異常の方、脂質の値が高い方についても、目的外利用をさせていただきたいということを今回お諮りさせていただきます。

この作業の後、受診基準値異常の医療機関未受診の方に対しまして、受託事業者の専門職が電話などにより受診勧奨を行います。このデータの取扱いに際しましては、事業者の決まった担当者が鍵付きのケースを使用するなど、対策を講じまして運搬をする。また、そのほか事業者の中でも入退室管理やアクセス制限といった情報保護対策を徹底させてまいります。

なお、事業全体の流れにつきましては、血糖の受診勧奨事業、これ事業名で言いますと「糖尿病重症化予防対策事業」という名称でございますが、このご審議でご了承いただいた方法と同様に行いたいという考えでございます。

次に、資料37-2、同じくA4横のものをご覧くださいませでしょうか。本事業を行うに当たりまして委託先でございますが、保健指導や保健指導の利用勧奨のノウハウがそのまま異常値の方の受診勧奨に直接活用ができるということで、本年度は保健指導及び保健指導利用勧奨事業の受託者に一本化して実施してまいります。

雑駁ですが、ご説明は以上でございます。

【会長】では、セキュリティアドバイザーの意見を事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】資料のセキュリティアドバイザーの意見一覧をご覧ください。2行目の資料37に関するアドバイスでございますが、意見具申といたしまして当該業務については、個人情報保護条例で、11条で目的外利用の手続を定めてございますけれども、11条3項に基づき保有の個人情報を利用したときには、実施期間を定める目的外の記録票、これを作るようになってございますけれども、その作成、そして区民の方の閲覧に供するというようなことが必要ではないかという意見具申が1つございます。また、助言のほうということですが、勧奨を行った場合に、勧奨を受けた区民の方が、今回の目的外利用等についてお問い合わせがあることが想定されます。そのため、先程のお問い合わせ窓口ではないのですけれども、しっかり丁寧な対応を行える窓口体制が必要だというようなご助言をいただいております。

それに対する担当課の回答ですけれども、1つ目のご意見については、目的外利用について条例11条第3項に基づきまして、目的外利用記録票を作成し、区民の方の閲覧にきちんと供させていただきます。

2つ目、目的外利用について、事業全体についてを含めますけれども、問い合わせがあった場合については健康づくり課のほか、受託事業者の担当部署でも対応をするということで、丁

寧な説明を行っていきます。

以上です。

【会 長】先程、説明を受けたのは事業の概要なのですが、ご説明していただいたのは背景で、それは分かりましたけれども、本来の議題の部分をご説明いただけますか。

【健康づくり課長】諮問事項の部分のご説明ということでよろしいでしょうか。

特定健康診査の受診者の方というのは、その健診の結果があるということでございます。国保のレセプト情報というのは、医療保険年金課が医療費の支払いのために保有している情報でございます。この医療費の支払いで、例えば血圧が異常で受診をした場合には、高血圧症という病名がついてレセプト情報が上がってくるわけでございます。この高血圧症というレセプト情報があるかないかということを、確認をさせていただきまして、ない方につきまして、本当に医療機関を受診されていない方という確認をさせていただくというのが、この諮問事項の内容でございます。

次に、報告事項のご説明でございます。こちらはその結果、健診で異常値がありまして、さらに医療機関に真に受診をされていない方につきまして、医療機関を受診することをお勧めするという事業でございます。こちらは委託業者に委託をしまして、受診勧奨を行わせるという内容のことでございます。

委託先につきましては、株式会社法研と契約をいたします。こちらは特定保健指導・非肥満保健指導、保健指導の提供と、あとは保健指導をぜひ受けましょうという受診勧奨を現在行っている事業者でございます。今回、この事業者に委託をした理由としましては、保健指導の対象者というのが、血圧、脂質、血糖が異常値の方なのですね。受診勧奨をする対象者というのは、その中でもより保健指導をするだけでは十分ではなくて、比較的急いで医療機関の管理下にあったほうがいだろうという対象者でございます。対象者が保健指導の対象者と重複をする、というようなことがございます。そういったことから、保健指導の受診勧奨のノウハウのある、この法研に委託をするということでございます。

委託の内容ですけれども、受診勧奨値を超えている方というのは区のほうで突合をしてデータを抽出いたします。その対象者に対しまして委託先にて電話で受診をお勧めする、勧奨を行うというものでございます。電話が通じなかった場合には、再度お手紙をお送りするというような事業の流れで計画してございます。

【会 長】諮問事項で抽出したリストを、この報告事項対象の委託業者に提供するということですか。

【健康づくり課長】 さようでございます。

【会 長】 それは紙か、いわゆるコンピュータのデータなのかどちらですか。

【健康づくり課長】 電子データでお渡しをさせていただきます。具体的にはCD-Rの形でお渡しをさせていただくということでございます。

【会 長】 その対象者というのは、見込んで180人ということなのですか。それくらいのデータですか。

【健康づくり課長】 180人の人数のデータをお渡しするというところでございます。

【会 長】 大体分かりました。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 報告事項の委託の内容のところで、インターネットサイトを利用した相談というのがあるのですが、これが委託先で、実際は委託先のさらに先でやるということですね。委託先所管の、委託先内で持っているサイトでやるということですか。

【会 長】 ご説明できたらしてください。

【健康づくり課長】 申し訳ございません。こちら記載をしてございますが、現在ではインターネットサイトの相談は行っていない状況でございます。大変申し訳ございません。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 これは今後もやらないということなのですか、今だけというわけではなくて。

【健康づくり課長】 当初こちらの業者に委託するときは、そういうような方法をとることを想定していたということでございますけれども、委託以降全くやっていないということで、この先もこの方法をとる予定はないということでございます。本来、今回資料を修正してお出しすべきところを、修正をし損なってしまったというところでございます。大変申し訳ございません。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】 枝葉の話なのですが、この5ページを見ますと受託事業者に行わせる情報保護対策の中に、1番目として再委託のことが書いてあるのですが、その一方で6ページ、7ページの特記事項を見ますと、再委託の禁止ということになっているのですが、ここは矛盾しているように思いますが、どうされるのでしょうか。

【健康づくり課長】 よろしいでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【健康づくり課長】 こちらも大変申し訳ございません。当初、再委託を想定していたところで

ございましたが、こちらの業者から再委託をするということはしてございませんし、今後もする予定はないということでございます。こちらも資料の不備で大変申し訳ございません。

【会 長】ということは、今の5ページの運用上の対策の1というのは、これは消すということですね。

【健康づくり課長】こちらは再委託に対しという事態がございませんので、こちらは削除をするということでございます。

【会 長】削除ですね。だそうです。ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

ないようでしたらよろしいですか。これは支払い状況のリストを使うということが目的外利用で諮問事項、それで勸奨の業務を委託することが委託業務として報告事項です。問題がなければ諮問事項については承認、報告事項については了承ということにいたしますが、よろしいですか。どうぞ、事務局。

【区政情報課長】ただ今の4ページ目のインターネットサイトのご相談ですとか、再委託の記載については、非常に重要な記載内容なので、これは資料の修正をさせていただいた上で、審議会終了後になってしまうのですけれども、最終確定版ということで、委員の皆様にお送りしたいと思います。

【会 長】では、そうしてください。いずれにしろ修正後のものを前提として、今の承認、了承をとりますから。ということで、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

【健康づくり課長】一言だけ、お詫びさせていただいても。

【会 長】どうぞ。

【健康づくり課長】資料の不備が複数ありまして、大変申し訳ございませんでした。また、ご指摘いただきましてありがとうございました。

【会 長】では、あとよろしくお願いします。

では、本件はこれで終了いたします。

続きまして、それでは資料38、マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。どうぞ。

【税務課長】説明をさせていただく前に、使う資料についてご案内させていただきます。

資料38、こちらA4縦版ホチキス止めのもの、資料38-1、これは右上に赤い囲みがあるA4の1枚のものでございます。それと資料38-2-1、2-2それぞれカラーの流れ図

が書いてある資料になります。

資料38をおめくりいただいて、2ページ、事業の概要をご覧ください。事業名、担当課は記載のとおりでございます。目的でございますが、番号法による、いわゆるマイナンバーによる課税資料、これは具体的には事業者から提出されます給与支払報告書、それと区の保有する住民情報システムによるマッチング、いわゆる名寄せを行い適正課税、事務の効率化を行うものでございます。

事業内容でございます。これまでこのマッチングは仮名氏名、生年月日及び区が事業者ごとに付番しております指定番号により、システムによるマッチングを行い、税情報トータルシステムに情報を登録してございます。

給与支払報告書でございますが、資料38-1にございますとおり、平成29年度から省令よりマイナンバー記入欄が右上赤囲みのところに設けられてございます。29年度、30年度と、この用紙を使用し報告いただいているところ、マイナンバー記入率も上がってきたため、これを活用することでシステムによるマッチングの精度を向上させ、事務効率の向上を図る、こういった内容でございます。

では、流れをご説明いたします。資料38-2-1をご覧ください。初めに現行の処理でございます。図の左上に事業者が新宿区に給与支払報告書を提出する流れを記載しております。上段黄色の紙ベースの給与支払報告書、これは郵送で提出されます。その後、電子化し税情報トータルシステムに取り込みます。

下段、青色の電子の給与支払報告書は、地方税ポータルシステムを利用してLGWAN回線でデータ伝送をされ、そのまま取り込むことができます。ここから取り込まれた給与支払報告書が、新宿区の住民基本台帳の誰のものか特定する処理に入ります。右上の税情報データベースから作成した課税対象者ファイルには、課税年度の1月1日時点で新宿区の住民基本台帳があり、新宿区で課税することができる課税対象者が全件格納されています。この課税対象者ファイルと給与支払報告書の電子データ、氏名、生年月日、先程申し上げた指定番号でマッチングをして、マッチした給与支払報告書は税情報データベースに収入情報等を取り込み、マッチしなかったものにつきましては職員が手作業で対象者を特定し、トータルシステムのほうに取り込んでおります。

取り込み後は、収入情報等をもとに住民税額を算出し、全ての事業者宛てに下段、黄色の紙ベースで印刷した事業者用と、その従業員用との税額通知書を郵送で通知しております。

なお、通知を受け取った事業者は従業員に従業員の税額通知書を配付します。また、その下、

青色の電子で取得した税額通知書は、希望する事業者宛てにL G W A N回線でデータを伝送してございます。以上が現行の処理になります。

続きまして、資料38-2-2でございます。こちらが変更後の処理の流れになります。給与支払報告書の提出から取込みの流れは変更ありませんが、給与支払報告書に記載されているマイナンバーをマッチングに利用します。まず、右上の税情報データベースから作成する課税対象者ファイルに、マイナンバーを追加するために税情報データベースとマイナンバーデータベースを住民番号でひもづけ、マイナンバー有りの課税対象者ファイルAを作成します。この課税対象者ファイルAと給与支払報告書の電子データを、マイナンバーと生年月日でマッチングし、マッチした給与支払報告書を税情報データベースに取り込みます。マッチしなかったアンマッチの支払い報告書は、マイナンバーなしの課税対象者ファイルBと、これまでの氏名、生年月日、指定番号でマッチングし、さらにマッチした給与支払報告書は税情報データベースに取り込み、マッチしなかった給与支払報告書は職員が手作業で対象者を特定し、取り込むこととなります。

なお、マッチした給与支払報告書の取込みについてですが、給与支払報告書に記載されている情報のうち、収入情報は取り込みますがマイナンバーは取り込まず、自動的に削除することとなります。取り込み後の税額通知書の通知は、現行の流れと変わりございません。

資料38の2ページにお戻りください。下段の1と2がシステムの改修内容になります。1は税情報トータルシステムが保有する住民番号と、マイナンバーデータベースが保有する住民番号をひもづけし、課税対象者ファイルにマイナンバーを追加する改修、2が1の課税対象者ファイルと給与支払報告書を、マイナンバーと生年月日によりマッチングする改修になります。対象件数は約18万5,000件です。

3ページをご覧ください。こちらは個人情報処理システムの変更内容に関する報告ということでございまして、重複する部分が多いのでございますが、記載される情報項目は記載のとおりでございます。開発、変更の理由は先程申し上げたとおり、マイナンバーを活用した適正かつ効率的な事務の執行のためということでございます。

以下、開発追加変更の時期でございまして、最後に記載してありますとおり、本報告、了承をいただいた後、12月までシステム改修のほう、これは庁内のシステムでございまして、情報システム課による開発ということになります。

大変雑駁ではございますが、報告は以上になります。よろしくお願いたします。

【会長】それでは、セキュリティアドバイザーの意見を事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。資料38に係るご意見ですけれども、まず、助言ということで2つございますが、今回の税情報トータルシステムにおいて、新たに様式に追加されるマイナンバーを利用し、マッチングするという電算開発をしますけれども、それについては個人情報保護条例第16条の第2項によるということで、根拠について確認をしていただいて、適切になってございます。

もう1つは、変更後のフロー図を見た上で、税情報のデータベースそのものには、マイナンバーは記録をしませんけれども、例えば給与支払報告書など紙のマイナンバーつきの書類が送付されるルートもございます。きちんと保管等をしておくことということ、それからプロセスの中でマイナンバーつきのデータが複数制定されます。これらについての安全管理措置をしっかり行い、漏洩等の事故が起きないように管理を行う必要があるという助言をいただいております。

それに対しまして、担当課の回答ですけれども、まず紙ベースで送付されましたマイナンバーつきの給与支払報告書については、鍵つきのキャビネット、または倉庫に保管をしているということで、物理的な安全管理措置を施しているという回答です。また、そのマッチングの際に使用した電子データについては、終了時に自動的に消去をされるシステムになってございます。また、繰り返しになりますけれども、トータルシステムそのものには記録をしないということでございますけれども、ただネットワークとの分離、それから利用者認証、そしてアクセス制御等々個人情報漏洩等の事故が起きないようにセキュリティ対策を行っているという回答させていただきます。

【会 長】それでは、本件についてご質問、ご意見がありましたらどうぞ。要するにマイナンバーというのは、こういうためにつけた番号ですよね。だから、もう何も言うことがないという感じが。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。川村委員。

【川村委員】そういうふうなお話もありますけれども、承認事項でありますけれども、マイナンバーに私どもは反対しておりますので、賛成できないということは申し上げたいと思います。

【会 長】それは、従来から川村委員がご説明されているとおりの意見だというふうに思います。ほかにご質問、ご意見ございませんか。ないようでしたら、川村委員が反対であったことを記録していただいて、その他の委員は報告事項だから、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで了承にいたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に資料39、要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合に

ついてであります。それでは、ご説明をお願いいたします。

【介護保険課長】まず資料についてです。資料ナンバー39、ホチキス止めで2枚になっています。それから次に資料39-1でデータの送信目録がついております。次に、資料39-2、従来からやっているやりとりの図になっています。それから、資料39-3という新規業務として始まった流れになっております。

それでは10月10日から要介護認定情報等を外部電子計算機との結合により、厚生労働省へ提出を開始しましたので、ご報告を申し上げます。

2ページのほうをご覧になっていただきまして、前提として、介護保険事業を運営していく中で、区は東京都国民健康保健団体連合会、通称国保連と呼んでおりますこちらと、介護給付費などの審査、支払この事務を委託しております、その給付情報というのは、既に国保連を通して厚生労働省へ情報の提供というのをしております。そのことは2ページの一番下の尚書きのところに書いているような情報でございます。今回、目的のところを見ていただきまして、法の改正によりまして、要介護認定情報等を厚生労働省に提出することが義務化されました。もう1つ先に、この3ページの結合する理由という欄の2段落目のところを見ていただきたいのですが、下から3行目の真ん中よりちょっと後の方になります。国保連に外部と分離された専用通信ネットワーク回線を使用した電子計算機により行うというような形で、国保連を通して、このシステムを通して、提出するという流れになります。

また、2ページに戻っていただきまして、この収集する情報というところで、それがどう生かされるのかというところで、事業内容の最初の段落のところを見ていただきたいのですが、厚生労働省は健康長寿社会の実現に向けた保健・医療・介護関連システムの役割分担、連携強化と地域包括ケアシステムの構築に向けて、国民・自治体にとって有益な情報を利用しやすいように、各自治体から提供される保健・医療・介護等の情報を幾つかのデータベースに集約して、各種統計データや施策情報等を統合して、介護・医療の関連情報の見える化を推進していますということが書かれています。

私どもも3年に1回、介護保険事業計画を策定しております。そのときに、このデータなどを活用しているという状況があるところです。

次に、データは、2ページの下に対象者数約1万3,000件と書いてございます。3ページ目の結合される情報、誰の、どのような項目かというところで、新宿区が保有する介護保険の要介護（要支援）の認定を申請した被保険者の記録となりまして、その記録の項目というのは、この39-1を見てもらいますとこれだけの情報になります。例えば、49番を見てもら

うと、二次判定結果と出ています。これがその方の要介護の1、2、3、要支援になるという形で最後決まった要介護度になります。

最後に、情報保護対策というところをご説明したいと思います。3ページ目のところに対策について書いてございますけれども、この内容について最後の39-3という絵図を見ながら、どういう対策をしながら情報が流れていくのかというところを、ちょっとご説明を申し上げたいと思います。

一番左側は「新宿区」と書いてあります下のほうの端末の絵ですね。これはふだん、介護認定をするために使っている端末になります。そこから、数字の羅列のみの情報に変換しまして、上のところにCD-ROMという絵がついています。CD-ROMに落とし込みます。それを伝送通信ソフト専用の端末の中に入れて、これを扱うときは、ログインするときはパスワード等を使うことになります。そこから、専用回線を使いまして国保連のほうに情報がいきます。この専用回線のところでももちろんファイアウォールによる不正なアクセスの防止の対策も講じております。受け取った国保連のほうは国保連のほうで、きちんとパスワードのそういった措置もして、被保険者番号が自動でマスキングされまして、その情報を共同運用センターというところに送ります。この共同運用センターというのは、介護保険と障害者相互支援の一拠点集中化システムというのをやったときに設置した、国保重要環境といたしまして共同運用センターというところに、全ての都道府県から来た情報が全部ここに行きます。国保連というのはそれぞれの都道府県にありますので、そのものがここに流れていきます。ここに行くときも、もちろんファイアウォールによる不正なアクセスの防止というような形が図られています。

今度は、そこにある情報を国保中央会が登場します。国保中央会というのは、国保連が会員となっている公益社団法人となっています。ここが今度、国に送るために、この情報をハードディスクの暗号付きの、外付けのハードディスクに情報を入れます。入れたその情報が、直接厚生労働省のほうに納入されるという仕組みとなっています。最後、こうなった情報は介護保険総合DBに格納されまして、先程私どもが言いましたような計画などに情報として使ったりするものでございます。

以上、情報保護対策をしっかりとった中で提供していきたいと思っております。

【会長】それでは、セキュリティアドバイザーの意見を事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧です。資料39に関しましては、助言ということで当該業務につきましては、外部結合の根拠が個人情報保護条例17条でございますけれども、第4項というようなことで適切という確認をいただいております。また、委託先に

課す保護要件についても問題はないと。ただ、委託先の管理監督について、適切に実施するというのが、非常に重要だというようなご意見をいただいております。

意見を受けての担当課の対応ですけれども、東京都の国民健康保険団体連合会に対して、要介護認定情報の経由業務にかかわる管理監督を適切に実施するように求めたところでございますけれども、この回答を提出した後、国保連とのきちんとした覚書を介護保険課のほうで締結をしたということで、事務局のほうに介護保険課からご報告をいただいております。

【会 長】要するにこれは国から義務づけられているので、これをやることはもう問題ないのですけれども、向こうのコンピュータのことも関係ないと思うのです。新宿区内の、今の表で言ったら、一番左の枠ですよ。ここに何か問題が起こる可能性がないのか。この担当課の介護保険課の方が、この一番左の枠の作業をされるのかなと思うのですけれども、それはそれだけのことでしょうか。そこらに何か外部の人が関与するとか、何かそういう問題はないですか。

【介護保険課長】私どもも新宿区の情報セキュリティポリシーという形で、皆さんの、ほかの課がやっているのと同じようなことを、しっかりと遵守してやってございます。下のほうの認定ソフトの端末というところでも、担当の者がきちんと入って処理をしますし、その後、伝達ソフトに行くというところでも、決められたパスワードを知っている者が、1カ月に1回送るとなるのですけれども、そういう形で作業をするということで、しっかりとやっていくつもりでございます。

【会 長】分かりました。ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】一連の情報の流れは、法律上必要なことだというのがよく分かりました。ちょっと伺いたいのですけれども、この国保連と国保中央会に適用される法令は、個人情報保護法ということでよろしいのですか。

【会 長】質問の意味は分かりますか。

【介護保険課長】はい。

【会 長】では、事務局のほうでどうでしょうか。

【区政情報課長】今、確認をしたいと思います。

【会 長】確認して、この会議中にという。

【区政情報課長】はい。

【会 長】分かりました。三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】恐らく、社団法人なので個人情報保護法ではないかと思うのですが、そうすると

国保連も国保中央会も保護法上、匿名加工情報を外部に出すことができるようになるわけですね。匿名加工情報を作って外に出すことができる。それからあと厚生労働省、これは行政機関個人情報保護法が適用されますので、その場合非識別加工情報を外部提供することができるようになってはいますが、今回の要介護認定情報というのは、国保連レベルもしくは国保中央会レベル、あるいは最後は厚生労働省に渡るわけなのですけれども、これらの組織とか団体において、要介護認定情報等を匿名加工情報であるとか非識別加工情報として、外部に提供することがあり得るのか、ということについては確認されていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 国保連に行く段階で匿名化された情報という形に、この「国保連」と書いてある四角囲みのデータのところで、保険者番号を国保連システムで自動マスキングするので、ここで匿名化された情報になります。それがこういうふうに流れていって、厚労省で介護保険総合DBに格納された時点では、公開される情報となります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 匿名加工情報とか非識別加工情報というのは、そういう暗号化の話をしているのではなくて、ビッグデータとして、沢山の人たちの個人情報がデータベース化されたもの、ビッグデータとして利用するために匿名化、マスキングを一部することによって個人が特定できないでしょうということにして、そういうビッグデータを第三者に提供をして、その第三者がビッグデータを分析することによって、様々なマーケティングをしたり、施策を打ったりとそういう使い方ができる制度が、個人情報保護法の改正と行個法の改正によって可能になっているのですね。

今、まさに厚生労働省がやろうとしていることは、厚生労働省自身がビッグデータを活用しようという話、それ自身は別に問題ないと思うのですけれども、今、新しく導入された制度はそれを民間に対しても可能にするために、行政機関が非識別加工情報を作ったり、あるいは一般のこういった社団も含めた団体が、要するに個人情報保護法を引き受ける団体が、匿名加工情報というものを外に出すことができる制度になっているのですが、そういったことをこれらがするかしないかについて確認されていますかということです。

【会 長】 事務局のほう、お答えください。

【区政情報課長】 一応、担当課のほうからのいろいろ打ち合わせの中で、今回の業務に関しては、保有の機関がどこかといいますと、区が保有している情報の提供ということになりまして、国保連はあくまでも経由をする機関としての位置づけであると。それで委員ご指摘のように匿

名加工について、国保連の保有情報がもしこの業務ではなくてあるとしたらならば、それはその匿名加工の制度が、国保連に適用がされれば、そういう仕組みも国保連で実施をすることはあるかもしれないのですけれども、今回のこの業務については、あくまでも区から国に結合をする経由機関という位置づけで伺っていますので、保有情報としては区の提供した情報が、国保連の情報になるということはないと考えております。したがって、国保連の情報としてそれを匿名加工情報として利活用するということはありません。逆にないように認識をしております。

先程のご質問で、今ちょっと確認をしているのですけれども、資料の3ページの運用上の対策の(1)のところ、東京都の国民健康保険団体連合会に関しましては、純粋な民間の企業ではないという位置づけもございまして、独自の条例、自治体と同じような条例があるのではないかというのは、今、確認します。

厚労省については、行政機関の個人情報保護法が適用になる。国の機関の法律ということで。

【会 長】これはできるわけですか。

【区政情報課長】厚労省については、行政機関のほうで枠組みとしては導入をしていますので、手挙げ方式なり、今、実際に実績があるかどうかというのは、そこまでは把握していないのですけれども、制度としては可能になっているかと思えます。

【介護保険課長】最初の国保連なり国保中央会がというところですが、この図を見ていただいても、国保連のところ、それから中央会のところ、共同運用センターのところでも、ここ自体がデータは保存しないとなっていますので、国保連なりが直接委員がおっしゃったようなやり方をするという事はないです。厚労省がまさにビッグデータとして情報提供しますので、民間の方でもそれを活用してデータ分析したりするというような、最終的に厚労省の、この介護保険総合DBに格納というところになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】非識別加工情報の提供というのは、厚労省が自分たちが決めた方向で加工を出すだけではなくて、民間の企業等が、厚労省が持っている個人データのデータベースを使いたいと言われたときに、これを加工して出してあげるわけですが、オーダーに合わせて。問題は、厚労省自身はそのオーダーに合わせて加工する技術は持っていないものなので、専門の業者さんに一旦生のデータを全部出すのです。出した上で、その専門の業者さんが非識別加工情報に変えて、それを厚労省にまた戻ってきて、それを、オーダーをかけてきた民間企業に渡してあげるという仕組みになっているのです。つまり、非識別加工情報を出すというふうに厚労省

が言っているということは、一旦生の個人情報データベースとしてそのまま外に1回出ることがありますということ、事実上意味しているわけなのですけれども、そういうことも理解された上で、今回の件は進めていらっしゃるということによろしいですか。

【会 長】ご説明してください。

【介護保険課長】私どもの認識といたしましては、私どもの新宿区から国保連に行ったというところの段階で、もう委員のおっしゃる数字の羅列のみの情報なので、しかも今度、国保連に行った後は、保険者番号の部分もマスキングした形になって流れていくので、識別不能な情報が厚労省に行っているという認識しております。

それを持っているデータを、必要なパスワードなどを持った民間の人もアクセスするようなことができ、そのデータからいろいろな分析をするというような形で活用されていると認識しています。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】そうしますと、今回ここに書かれている、39-1に書かれているものから識別コード等が削除されて厚労省に移ると聞こえたのですけれども、そういうことでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】被保険者番号が国保連のシステムのと看に、自動的にマスキングされて消えます。ほかの、ここに羅列されているものも新宿区から国保連に行くときに、数字の羅列になっている情報になります。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】はっきり言うと単純に暗号化の問題でしかない。それはさつきから問題にしているのですね。そうすると、この39-1に書かれている情報のうち、どの情報が国保連まで行って、そこから厚労省まで行くのは、そのうちどの情報が厚労省に行くのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】39-3、被保険者番号、ここの部分は、暗号化されます。

【区政情報課長】これ以外は。

【介護保険課長】普通に行きます。以外が、この経路を通過して流れていきます。

【会 長】三雲委員、まとめて何とか。質問も意見も聞いているのですよ。

【三雲委員】結局、今、3番が削れれば個人情報ではないと認めていらっしゃるのかもしれないけれども、それはこのデータセットがある特定の人について渡れば、これは個人として識別可能になるので、一般的にはこれ個人情報として扱っているし、だからこそこで議論をして

いるはずなのですね。それが1回全部厚労省に渡って、しかも1回全部非識別加工情報という制度のもとでは、外に生のもので出るといことも分かっているわけなのですから、そういう仕組みというものについて、新宿区のほうでは適切だと考えているのか。

あと、今、新宿区のほうではそういう非識別加工情報というのは、条例上制度として入れていないわけですね。うちのほうではやっていない情報提供の仕方が、どこか違うところに流れていったときには可能になるということについて、何か歯止めをかけなくていいのですかということを知りたいのです。

【会 長】厚労省に後で聞いてもらうということではだめですか。ここで多分、どういうふうに厚労省がそのデータ管理、情報管理をしようとしているのか、そう詳しくはないでしょう。どうですか。答えられないなら、早く答えられないと言ってもらったら、質問を切りかえてもらえるからいいのですよ。分からないことは分からないと言ってもらったほうが、もうそれはしようがないですよ。厚労省の中のことは分からないと言えば、分からない。

【会 長】どうぞ、事務局。

【区政情報課長】今回の事務の変更については、法改正によるものということで、区のほうはそれに従っているということでございます。

【会 長】要するに厚労省を信用しているので、疑っていませんという話ですよ。そこを三雲委員は、やはりチェックすべき。一応、民間に情報が流れる、どういう形でデータが流れるのか、やはりちょっと確認したほうがよかったのではないですかという質問だと理解していますけれど。だから、今、やっていないのならもう、今ここでできるわけないから、後でそれは確認するようにしますと言ってもらって、それをまた報告するかどうかはともかくとして、それで危なければやめればいいので。ということを経験つきで聞いて、問題がなさそうなら実行してもらおうということでもいいと思いますね。どうぞ。

【介護保険課長】三雲委員ご指摘の部分について、確認をしたいというふうに思います。

【会 長】問題がなければそれは実行してもらってもいいけれども、何か疑問があったらやはりきちっとその対策をとってもらわないといけない。そういう場合はまた報告してもらおう。そういうことで一応、何でしたら、三雲委員だけにでも結果を問い合わせたぐらいはご報告していただきたい。全体としてはそういうことにして、問い合わせさせていただいて、問題があればまた出してもらおう。問題なければ問題ないということで、想定したように、厚労省を信用してそういう情報の漏洩がないということだろうと考えて、ここで今採決しますけれどもということで。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、そういうことで条件つきみたいな感じですがけれども、了承といたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料40、H I V・性感染症に係る検査及び相談事業における外国語カウンセラーの従事についてであります。それではご説明願います。

【保健予防課長】まず資料のご確認からさせていただきます。こちらのほう、資料の40は表紙を含めて3ページになっております。資料40-1、相談メモ、資料40-2、誓約書、資料40-3については個人情報保護の遵守をさせる内容が書いてあります。

それでは、ご説明を申し上げます。まず、2ページ目の事業の概要をご覧ください。区では昭和62年からH I V・性感染症に係る検査及び相談事業を開始しております。平成6年10月1日より外国語カウンセラー制度を導入いたしました。外国人の方が言語障壁及び文化的障壁によって、適切な保健医療サービスの提供が受けられないことを避けるためには、通訳等の確保による言語対応の充実が必要です。外国語カウンセラーは検査及び相談時に、受診理由や症状の有無の確認、性的活動や性感染症に関すること、言語の問題や健康保険における相談等個人のセンシティブな情報を扱う立場でありまして、外国語を話すことに加えてH I V・性感染症に関する知識やカウンセリングの技術が必要になります。

検査・相談は匿名無料で毎週木曜日の午後に実施をしております。検査日の翌週が報告日となっております。検査希望者は検査日と結果日の2回検査会場に来ていただきます。日本語対応は1回の検査で45名まで、事前の電話予約をしていただきます。外国語対応希望者につきましては、当日直接検査会場に来ていただきまして、先着順に25名まで受付をします。日本語対応につきましては保健予防課の保健師3名から4名が担当いたしまして、外国語対応のほうに外国語カウンセラー3名が担当をします。

対象者の欄に記載してある条件ですがけれども、これはH I V感染の後に血液検査で抗体が陽性と出てくるまでの期間が60日程度かかります。その間は抗体検査による感染の有無の確認が確実にできないため、このような対象者についての決まりが設けてあります。

検査項目につきましては、H I Vに加えましてほかの性感染症、梅毒、クラミジア、B型肝炎の検査も希望者に実施をしております。クラミジアは尿による検査、残りは血液による検査になります。検査の前には外国人カウンセラーが個別カウンセリングを行います。結果日には外国語カウンセラーの同行のもとで、医師からの結果通知を受けます。結果通知に加えて陰性

者には、今後の感染予防の指導を、陽性になった方については、確実に医療につなげられるように医療機関のご案内をいたします。

3 ページ目をご覧ください。区が行う情報保護対策といたしましては、資料40-2の誓約書がありますけれども、こちらの誓約書のほうを提出していただきまして、外国語カウンセラーの方に提出していただきまして、個人情報保護の遵守をさせる等の手続のほかに、業務における個人情報の遵守の管理といたしましては、カウンセリング中に残したメモ、こちらのほうが資料40-1の相談メモになりますけれども、こちらのほうにつきましては保健予防課の職員が業務の後、検査の後に回収をして破棄をしております。また、検査日の最後には、従事した職員と外国語カウンセラー全員でミーティングを行っておりまして、その日の振り返りを行っております。

また、ご説明の終わりになりますけれども、この事業の開始が平成6年でしたけれども、個人情報審議会へのご報告が漏れており、この度ご報告になりましたことをおわび申し上げます。また、こちらの外国人カウンセラーにつきましては派遣労働者ではありませんで、有償ボランティアとして、派遣労働者とは異なりますけれども新宿区個人情報第14条第1項に基づく派遣労働者の個人情報取扱事務を行わせる場合に、講ずべき措置を定める要綱に準じて本審議会に報告をいたします。

【会 長】 ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

特別のことがなさそうであれば、了承ということで終了いたしますけれども、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということにします。ご苦労さまでした。

続きまして、資料41、障害福祉業務総合支援ソフトの導入等についてであります。それでは、ご説明願います。

【障害者福祉課長】

初めに資料のご確認ですけれども、資料41、それから別添で資料41-1、41-2、41-3とございます。

初めに、41の資料に基づいて概要をご説明いたします。事業名は障害福祉サービス等に係る審査事務ということになります。担当課、障害者福祉課。目的といたしましては、障害福祉業務総合支援ソフトを導入することにより、障害福祉サービス等に係る審査体制を強化し、審査事務の効率化及び障害者福祉サービス等給付費の適正化を図るというものでございます。

現在、障害福祉サービス等給付費につきましては、一次審査と支払いに関する業務を東京都

国民健康保健団体連合会、国保連と言っておりますけれども、こちらのほうに委託をしております。国保連のほうでは、事業者のほうからサービスの給付費等の請求があった場合に審査をして、審査が適正であれば事業者はそのサービスと給付費をお支払いするというものでございます。ただ、一次審査の中で、「エラー」ですとか「警告」というような表示が出た場合に、市区町村のほうに一旦情報を送ってまいりまして、市区町村のほうで審査をするというような形で、それを二次審査と言っているものでございます。

従来、また国保連の一次審査は、受給者情報と請求情報の項目を機械的に判断しているもので、形式的に誤りがある場合の情報を「エラー」、適正と判断できない情報を「警告」と言っていましたけれども、真ん中の「そのような状況の中」というところでは、30年度の障害者総合支援法の一部改正によって、国保連の審査支払事務についても見直しがされて、警告が細分化されて、「警告、警告重度」というように細分化されたということもございます。毎月決められた中で二次審査をこちらがして、国保連のほうにお返しをする必要がございまして、下のほうに請求件数がございますけれども、こちらのように、ご覧のように年々、請求件数も警告の件数も増加をしているという状況でございます。

それでは、資料41-1から41-3を使いまして、こちらの事務の流れをご説明させていただきたいと思っております。障害福祉サービス等に係る審査事務の流れという41-1という資料でございますけれども、まず、国保連合会のほうですが、「国保連」と書いてあるところですね。障害福祉サービスの給付費について一次審査結果情報を作成することになります。この一次審査結果情報というのを、先程申し上げましたように、正常なもの、それから警告、警告重度、適正と判断できない請求情報、それからエラーで形式的に誤りがある請求情報、こちらのファイルを新宿区のほうで、国保連との専用回線によって繋がっている端末がございまして、こちらに送ってきます。

これを、一旦職員専用のパソコンの中のフォルダーに保存をしまして、そちらのほうで総合支援システム、これは障害者総合支援システムというのは別の小型のシステムがございましてけれども、この一次審査結果情報を保存して、二次審査と⑤と書いてあるところですが、緑の網かけの部分、これは1件ごとに警告の内容を職員が手作業で明らかにし、それで対応をしているというような状況でございます。これをさらに二次審査結果情報を作成して、返戻と過誤という形で、「返戻」というのは適正として判断できないので、事業者のほうに請求を返してください、「過誤」というのは支払済の請求に誤りが判明した請求情報ですけれども、こちらを二次審査結果情報として作成をして、さらに国保連のほうにお返しをするというような流れになっ

てございます。

これを、本ソフトウェアを導入した場合どういったことになりますかと申しますと、基本的には左側のところ、資料に誤りがございまして国保連のところ「正常」、「警告、警告重度」、「エラー」の下に「警告、警告重度」が重複してございますが、こちらのほうは削除していただければと思います。流れとしましては、職員専用PCフォルダーに一次審査結果を保存した後、こちらを総合支援システムのほうから一次審査結果情報を保存したものと、それから区独自のサービスがございまして、そちらの情報をCSVファイルとして作成をしたもの、こちらをこの今回導入する障害福祉業務総合支援ソフトの中に取り込みまして、そこでソフトウェアで二次審査をさせるということになります。

実際に二次審査をしたときに、どのような審査内容になるかというのは、41-3をご覧くださいなのですが、この緑の網かけの部分を詳しくご説明しているのが右の吹き出しの部分になります。二次審査に係る機能としましては、一次審査結果情報を取り込んで、警告、警告重度などの適正に判断できない項目を瞬時に抽出し、そして区が保有する障害福祉サービスと受給者情報と、事業書の請求情報と整合がとれていない項目をソフトウェアのほうで表示をするというような形になります。プラス地域生活支援サービスという区独自のサービスですけれども、こちらの利用情報を取り込むことで、それぞれのサービス間の重複ですとか、請求内容の重複、そういうものを判断して二次審査結果情報として作成をするものになります。

また、41-2にお戻りいただきたいのですが、このようにソフトウェアのほうで判定した内容に、区のほうで独自に本人負担額については10%から3%に軽減しております。その内容をチェックした後で、二次審査結果情報というのを作成しまして、それをまた国保連合会にお返しするという流れになるものでございます。

では、資料41にお戻りいただきまして、こちら諮問事項に関する部分です。3ページになります。障害福祉業務総合支援ソフトの導入についてということで、対象者の範囲としましては、障害福祉サービスの受給者ということになります。記録される記録項目ですけれども、この受給者に係る情報項目ということで、ここに一覧にうたっている項目でございます。記録するコンピュータにつきましては、障害者福祉課の職員専用のパソコンの中の、今回導入します障害福祉業務総合支援ソフトということになります。新規開発・追加・変更の理由は、これまでご説明しました事業の概要のとおりになってございます。

それから、新規開発・追加・変更の内容としましては、この総合支援ソフトを障害福祉課の職員が専用パソコンにインストールをして、セットアップ等を実施するというものでござい

す。新規開発・追加・変更の時期としては、来年の4月1日からソフトウェアの調達、導入、動作テストを行って4月20日から、国保連合会の4月の請求のところから本稼働をするというように予定にしております。

この4ページのほうでございます。報告事項といたしましては、これの業務委託ということになります。委託先でございますけれども、株式会社ニックというところで、本ソフトウェアを開発した業者ということになります。こちらでは個人情報の保護方針の制定、それから情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している業者でございます。処理させる情報項目としましては、記載のとおりでございます。それから処理させる情報項目の記録媒体は、障害者福祉課職員専用のパソコンの中、それから委託理由としましては、本ソフトを開発した開発業者であり、厚生労働省が提供する利用実態の集計分析における障害福祉業務総合支援ソフトの開発業者であるということ、障害福祉の分野に精通している業者であるということでございます。

委託の内容といたしましては、使用方法の問い合わせ、それからバージョンアップ版の無償の提供、それから3番目としては正常に動作しないときの適宜必要な措置を実施して、正常動作を目指すということでございます。委託の開始時期及び期限につきましては、31年4月1日から32年3月31日まで、次年度以降も同様の業務委託を行う予定にしております。

5ページでございますけれども、委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、運用上の対策としては、新宿区情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務について明記をするということ。それからシステム上の対策といたしましては、区職員が障害福祉業務総合支援ソフトを使用する際、ID、パスワードによる認証を行い、区職員の審査事務担当者以外は操作できない設定を行います。

それから2番目、ウイルス対策ソフトウェアの導入及びパターンファイルの自動更新を行い、常に最新のウイルス対策によるウイルス感染を防止するというもの。3番目としては、職員専用パソコンのアクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ管理を実施するというものでございます。

受託事業者に行わせる情報保護といたしましては、取扱い責任者、取扱い者を区に報告させる。それから、保守業務の実施に際しては情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を徹底させると。システム上の対策としましては、ソフトウェアのバージョンアップは庁舎内で区職員が行うということで、委託先には必要な支援を行わせるものでございます。2番目としては、不具合が発生した場合には、委託先が直接障害対応をする場合は庁舎

内で行わせるというものでございます。

【会 長】 それではセキュリティアドバイザーの意見を事務局、ご説明願います。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。資料41につきましては、助言ということまでいただいております。今回のソフトの導入につきましては、電算開発に類するということで、個人情報保護条例16条を根拠として適切ということ。また、委託先に課す情報保護要件については、問題がないというご意見をいただきました。

助言の1つ目ですけれども、委託先の事業者の選定に当たっては、個人情報やセキュリティのマネジメントシステムを運用できている事業者が望ましいこと。それから2つ目に支援ソフトのログについては、取得をすべき、取得し管理をすることが望ましいというようなご意見をいただいております。事故等が起きた際の検証材料になることからということです。

それに対する担当課の対応ですけれども、まず委託先の事業者である株式会社ニックについては、その会社の個人情報保護方針を制定していること、それから情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得しております。2つ目のログに関してなのですが、このソフトについてはログの管理機能というのは実装されていませんけれども、この当該ソフトの使用に際して、区のほうでID、パスワードによる認証を行い、使用できる職員を限定すること、それに加えてソフトが入っている専用のパソコンのアクセスログについて、しっかり管理することで、事故等が起きた場合の検証材料としていきたいということで、回答をさせていただいております。

【会 長】 それでは、本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 細かい点かもしれませんが、5ページ目のシステム上の対策の2で、ウイルス対策ソフトウェアの導入及びパターンファイルの自動更新を行うということが書かれているのですが、自動更新を行うということは、この職員専用PCというものは、インターネットに接続された状態だということですか。

【会 長】 ご説明してください。

【障害者福祉課長】 こちらの職員PC、パソコンにつきましては、2つ環境を持ってまして、パソコン自体のインターネット上での処理、それからインターネットに接続する処理というところで、2つの環境を持ってまして、インターネットにも別のログイン方法で接続することが可能になっています。ですから、それは情報システム課のほうで総合的に管理をしまして、そのパターンファイル等も情報システム課のほうで、そちらのほうに入れているというところでございます。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】パターンファイルというものは、もともとどこに格納されているかという情報システム課のサーバーに入っているということですね。

【障害者福祉課長】そうです。

【三雲委員】そこと接続されていて、そこから自動更新がされていて、その環境でパターンファイルが更新された結果というものは、別の環境、もう1つの環境のほうにもちゃんと反映がされて、ウイルス感染がないようにしていると、そういう理解でよろしいわけですね。

【障害者福祉課長】そうですね。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。須貝委員。

【須貝委員】このご説明の第4ページ目ですね。ここのところなのですが、ニックというところに保守業務委託するというところで、保守業務の中身として下から2つ目の段落の中に3つほど書いてありますが、その一方で委託に伴い事業者処理させる情報項目として、そこに羅列されているようなものが挙げられているのですが、これを見ると、どうもこのニックという業者は保守だけではなくて、何かその業務処理もやるような、そういう印象を受けるのですが、実態は、どうなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】実態としましては、ニックというのがこのソフトウェアを開発している事業者でございまして、国のほうの厚生労働省の委託を受けて様々やっているという中で、例えば毎年のように報酬改定というのがございまして、そういったものをこちらのソフトウェアにも取り込むというようなバージョンアップが1つございます。私どもはそのバージョンアップされたソフトウェアの更新をさせていただくのですが、その処理については区職員でできますので、やると。ただ、それが動かないだとか、障害対応があった場合、それから問い合わせ等には、このニックのほうに問い合わせをさせていただくというような形です。サポートをしていただくというような形です。

【会 長】須貝委員。

【須貝委員】そういう場合も、やはり様式上は、その委託に伴い事業者処理させる情報項目ということで、記載するような形式になっているのですか。そのような場合でも。

【会 長】ご説明できますか。ご説明ください。

【障害者福祉課長】こちらの欄では、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですけれども、実際は障害福祉サービス等受給者の区外施設入所者を含む情報項目でございまして、実際にこ

れを触るといことは考えられないのですが、何らかの障害があったときに対応をしていただくということが考えられますので、一応、念のために載せさせていただいているところでございます。

【須貝委員】もう1つだけ。

【会 長】須貝委員。

【須貝委員】このソフトを導入することによるその効果というのですかね。職員の業務負担の軽減の状況ですけれども、それについてお聞かせください。

【会 長】どうぞ。

【障害者福祉課長】まず、数日間で国保連合会のほうに返さなくてはいけないというところで、中3日から4日の間に今、全部審査を終わらせています。そういった中で、このソフトウェアを導入することで、国保連合会からどの請求がエラーになったか、警告になったかという情報は来るのですけれども、それぞれの重複ですね。例えば2つの事業者がこちらの方は入っていますといったときに、片一方の事業者は11時から14時までサービスが入っていますと。片一方の事業者が例えば13時から15時までというような細かいところで、例えば時間の重複がありますよというようなところまでは国保連からは来ないのですね。それを全部1件1件私どもは今まで目視で探して、何がエラーなのかというのを探していました。ただ、このソフトを導入することによって、そういった重複ですとか、理論上誤りがあるような請求について、この部分ですと教えてくれるので、相当短縮ができるというものでございます。

【会 長】どうぞ。

【須貝委員】どの程度短縮されるのか、というところを聞いたかったのです、具体的に。

【障害者福祉課長】今まで人がやっている場合、探し出すのに20分、30分かかったようなところを、瞬時に全て行えるというものでございます。

【須貝委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件はソフトの改修については諮問事項、それから業務委託については報告事項ですけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了いたします。

もう1件ありますのでおつき合ください。

資料42、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基

づく外部提供についてであります。それではご説明をお願いします。

【教育指導課長】どうぞよろしくお願いいたします。教育指導課長です。それでは、早速お手元の資料について最初に確認をさせていただきます。資料の42、今回の概要ですね。報告事項として報告の件名を挙げさせていただいたものです。続きまして、資料42-1、今回の外部提供の内容となっております。続きまして、参考資料になりますが参考42-1、こちらは協定書の写しとなります。そしてもう1つ、参考の42-2、こちらはその協定書のガイドラインにかかわる写しとなっております。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について、ご報告をさせていただきます。

本制度は、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と、安全確保のために学校と警察が連携して、効果的な対応を行うために警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。相互連絡制度にかかわる資料としまして、参考の42-1、協定書の写しと参考の42-2、ガイドラインの写しを参考資料としてお示しをさせていただきました。

本日は、前回報告をした以降の本年6月から9月の運用状況についてご報告をさせていただきます。個人情報のやりとりを学校の視点から見て、警察から学校への連絡事案を「本人外収集」、学校から警察への連絡事案を「外部提供」と呼んでおります。

なお、恐れ入りますが個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、資料42-1をご覧ください。最初に資料の訂正を一部お願いいたいと思います。大変申し訳ございません。資料42-1の下のところ、期間が平成30年「8月」からとなっておりますが、こちらのほう申し訳ございません、「6月」からということで訂正のほうをお願いしたいと思います。

今回、該当する案件は学校から警察への外部提供1件となります。概要としましては、児童2名が下校途中に学校名と名前を聞かれ、写真撮影を迫られたことに対する安全対策の依頼についてのものとなります。校長がその事実を把握し、児童の安全を考慮し、警察へ連絡することが必要と判断し、保護者に了解を得て警察に連絡をしたものとなっております。その後、登下校時の周辺パトロールを強化してもらい、同様の事案は発生しておりません。

報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

ないようでしたら、これは報告いただいたということで了承といえぱ了承といたしますという
ことによろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、以上で本日予定しました議案、議題は全部終了いたしました。事務局のほうで何
かございますでしょうか。

【区政情報課長】 次回の審議会ですけれども、来年も1月17日の木曜日午後2時からという
のが次回の予定になってございます。場所については同じ第3委員会室でございます。先程、
ご質問等がありまして、再度確認しますと申し上げました介護保険課の案件でございませ
けれども、次回までに非常に時間がございまして、その間、書面で調査結果を報告させてい
きたいと思ひます。

なお、国保連合会の個人情報に関する適用の法律について、先程は答えられませんで申し
訳ございませんでした。国民健康保険の団体連合会につきましては、個人情報保護に関する
法律が最上位法ということで、民間と同様の法律が適用されるということで確認させてい
ただきました。それも含めて、ご報告を改めて文書でさせていただきます。

【会 長】 では、以上をもちまして第6回の審議会を閉会といたします。

長時間どうもありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。

午後 4時05分閉会